

公契約条例の制定に向けた旭川での取り組み

——議会・議員への働きかけを中心に

川村 雅則

はじめに

本誌前号で、旭川ワーキングプア研究会（代表：小林史人弁護士。以下、研究会）による、公共工事現場調査の結果を報告した。

公契約条例の制定には議会・議員に対する働きかけが当然不可欠である。研究会では、調査結果の発表・記者レク実施（2016年6月20日）以後に、旭川市議会・議員への働きかけを強めてきた。備忘録的な文章となるが、今号ではそのことを報告し、各地の取り組みでも参考にさせていただきたい。

公契約条例の制定を求める要望書の提出



7月14日、公契約条例の制定を求める要望書を旭川市議会事務局に手渡す小林代表。中央は、研究会会員の畑地弁護士。

まず、7月中旬には、旭川市議会に対して、公契約条例の制定を求める要望書を提出した。

要望書には、いまなぜ公契約条例の制定が求められているのかという点から説き起こし、「担い手三法」の改正など国も政策転換を図るなかでの地方自治体の率先した行動が期待されてい

ることをコンパクトにまとめた。その上で、以下を具体的に要望した。

資料 要望書に記載した4つの要望事項

1. 地元の産業や雇用を改善する公契約条例を制定していただきたい。
2. 賃金・報酬の下限額を定めるなど、労働条件の改善がはかられる仕組みにさせていただきたい。
3. 公共工事・公共サービス現場の実態把握を強化していただきたい。
4. 公契約条例の運用に際しては、地元の業界労使関係者や有識者で構成される委員会を設置していただきたい。

私たちは、公契約領域で働く人の状態に関心を持つものであるものの、その前提として、まず、地域の産業・経済や事業経営の改善が求められること、また、現場の実態こそが政策・施策を動かす根拠となるので、その把握が必要であること、そして、条例制定が先行する他の自治体の経験を鑑みても、第三者委員会の設置が公契約の適正化の推進に不可欠と考え、上のように要望をした。

議員への公開質問の実施と、議会での急転直下の動き

議会事務局への要望書の提出とあわせて、各会派に対してもあらためて要請を行ったものの、これらは請願・陳情行為ではないため、議会からの公式な回答などは特にはなかった。

そこで、8月下旬には、市長への要請行動（市長は不在であったため、要望書は秘書に手渡す）とあわせて、各議員に対して、公開質問を

行った。

質問の内容は、上記の4点の要望事項それぞれに対して、賛成／反対／保留とその理由のご回答を願う、というものである。条例制定に仮に反対の意見が出されたとしても、その理由さえわかれば、それを乗り越える手段や他自治体の経験を示すことが私たち研究会にはできると考えてのことである。

アンケートがおおむね回収され、幾つかの会派（議員）に回答の督促を行おうと思っていた矢先のことだった。自民党会派（自民党・市民会議）が公契約条例案を議員提案する意向である、ということが地元の記者から知らされた。

具体的には、議員提案する意向が議会運営委員会（9月13日）で説明されたこと、条例は理念条例であること、旭川市ですでに策定されている「公契約に関する方針」に沿った内容であること、などである。

そこで急遽、研究会では、この条例案に対してどういう態度でのぞむべきなのか、また、どのようなアクションを今行うのが適切なのか、あるいは、動かずに議会の動向を見守るのがよいのかなど活動方針を立てることになった。

結局、幾つかの方針案をもちつつ、議会の動向を注視することになったものの、第3回の定例会では条例案の提案はされない方向であることが今度は知らされた。

総務常任委員会との意見交換会

以上のような経過を経て、悶々としながら、さて、今後どのような取り組みをすればよいのかあらためて思案していたところ、今度は、関係者の尽力で、旭川市議会総務常任委員会との意見交換の機会が研究会に与えられることになった。

まったく思いも寄らない出来事で、それこそ、公契約条例案の継続審議が続いた札幌においても、望みこそすれども、実現がかなわなかったことだった。



10月18日、旭川市議会総務常任委員会との意見交換会にのぞむ筆者。右は研究会会員である高橋 連合旭川会長。

当日は、総務常任委員会に所属する8名の議員の方々と議長の前で、意見陳述をさせていただいた。具体的には、公契約条例をめぐる全国的な動向や、旭川市公契約条例案に対する研究会としての見解である。

強調したのは、ともしれば、賃金条項を入れるかどうか争点となって、関係者が反目し合う事態が他都市では散見されるが、そうではなく、そもそもなぜ今、旭川市に公契約条例が必要なかをベースにしなが、広義のまちづくり条例ともいえるこの公契約条例を制定し、市民や関係者の手で育てていただきたい、ということ。また、公益を含む地元関係者で構成された第三者委員会の設置は、それに資すると思われる、ということである。

まとめに代えて

今後、第4回の定例会に向けて会派間・議員間で審議や調整が続けられると思う。私たち研究会も微力を尽くす。

* 貴重な機会をいただいた旭川市議会関係者に感謝申し上げます。また、世田谷区公契約適正化委員会の委員である永山利和元日本大学教授には、この間、ご助言をいただきました。なお本文の内容は、筆者の責任によります。

（かわむら まさのり 北海学園大学教授、建設政策研究所北海道センター理事長）